

【表紙】**【提出書類】**

半期報告書

【提出先】

関東財務局長殿

【提出日】

2023年3月20日提出

【計算期間】

第2期中（自 令和4年6月28日 至 令和4年12月27日）

【ファンド名】

PayPay投信 NASDAQ100インデックス

【発行者名】

PayPayアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】

代表取締役 明丸 大悟

【本店の所在の場所】

東京都千代田区神田錦町一丁目1番地

【事務連絡者氏名】

川田 純司

【連絡場所】

東京都千代田区神田錦町一丁目1番地

【電話番号】

03-6275-0936

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

以下は2023年1月31日現在の運用状況です。また、「投資比率」とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,119,845,248	99.75
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	2,785,711	0.25
合計（純資産総額）	-	1,122,630,959	100.00

<ご参考> NASDAQ100インデックスマザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	1,045,181,442	93.33
	シンガポール	21,696,470	1.94
	ケイマン諸島	9,741,546	0.87
	オランダ	9,545,715	0.85
	イギリス	5,852,328	0.52
	小計	1,092,017,501	97.52
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	27,803,545	2.48
合計（純資産総額）	-	1,119,821,046	100.00

その他資産の投資状況

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建）	21,860,509	1.95

海外の取引所に上場されている株価指数先物取引の評価にあたっては、原則として当該日に知り得る直近の日の取引所の発表する清算値段等又は最終相場を用いています。

取引される取引所については、下記「（２）投資資産 その他投資資産の主要なもの」末尾をご参照ください。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2023年1月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末	(2022年6月27日)	998	998	0.9865	0.9865
	2022年1月末日	771	-	1.0120	-
	2月末日	833	-	0.9940	-
	3月末日	1,043	-	1.1176	-
	4月末日	962	-	1.0149	-
	5月末日	974	-	0.9850	-
	6月末日	977	-	0.9646	-
	7月末日	1,079	-	1.0360	-
	8月末日	1,041	-	1.0353	-
	9月末日	1,004	-	0.9780	-
	10月末日	1,126	-	1.0341	-
	11月末日	1,080	-	0.9658	-
	12月末日	1,018	-	0.8789	-
	2023年1月末日	1,122	-	0.9394	-

（注）純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

【分配の推移】

計算期間	収益率（％）
第１期	0.0000

【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第１期	1.4
第２期（中間期）	10.3

２【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第１期	1,593,146,302	581,375,861	1,011,770,441
第２期（中間期）	409,751,947	271,466,014	1,150,056,374

（注１）本邦外における設定、解約の実績はありません。

（注２）第１期の設定口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

PayPay投信 NASDAQ100インデックス

1．当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表の記載金額は、円単位で表示しております。

2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期中間計算期間（自令和4年6月28日 至令和4年12月27日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

中間財務諸表

【PayPay投信 NASDAQ100インデックス】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第 1 期 (令和 4 年 6 月 27 日現在)	第 2 期中間計算期間 (令和 4 年 12 月 27 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,317,273	16,332,269
親投資信託受益証券	993,098,909	1,012,406,144
流動資産合計	1,001,416,182	1,028,738,413
資産合計	1,001,416,182	1,028,738,413
負債の部		
流動負債		
未払解約金	806,843	7,773,574
未払受託者報酬	98,378	117,715
未払委託者報酬	1,770,623	2,118,649
未払利息	11	31
その他未払費用	649,330	699,072
流動負債合計	3,325,185	10,709,041
負債合計	3,325,185	10,709,041
純資産の部		
元本等		
元本	1,011,770,441	1,150,056,374
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	13,679,444	132,027,002
元本等合計	998,090,997	1,018,029,372
純資産合計	998,090,997	1,018,029,372
負債純資産合計	1,001,416,182	1,028,738,413

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 1 期中間計算期間 (自 令和 3 年 6 月 29 日 至 令和 3 年 12 月 28 日)	第 2 期中間計算期間 (自 令和 4 年 6 月 28 日 至 令和 4 年 12 月 27 日)
営業収益		
受取利息	13	30
有価証券売買等損益	71,042,329	108,292,765
営業収益合計	71,042,342	108,292,735
営業費用		
支払利息	387	2,134
受託者報酬	45,467	117,715
委託者報酬	818,304	2,118,649
その他費用	264,528	699,072
営業費用合計	1,128,686	2,937,570
営業利益又は営業損失（ ）	69,913,656	111,230,305
経常利益又は経常損失（ ）	69,913,656	111,230,305
中間純利益又は中間純損失（ ）	69,913,656	111,230,305
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	8,986,398	9,422,957
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	13,679,444
剰余金増加額又は欠損金減少額	52,565,676	2,520,382
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	2,520,382
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	52,565,676	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,348,393	214,678
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,348,393	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	214,678
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	106,144,541	132,027,002

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第1期 （令和4年6月27日現在）	第2期中間計算期間 （令和4年12月27日現在）
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品については、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品については、原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の変動

第1期 （自 令和3年6月29日 至 令和4年6月27日）	第2期中間計算期間 （自 令和4年 6月28日 至 令和4年12月27日）
期首元本額 1,000,000円	期首元本額 1,011,770,441円
期中追加設定元本額 1,592,146,302円	期中追加設定元本額 409,751,947円
期中一部解約元本額 581,375,861円	期中一部解約元本額 271,466,014円

<ご参考>

NASDAQ100インデックスマザーファンド

当ファンドは、「NASDAQ100インデックスマザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、同マザーファンドの令和4年12月27日現在（以下「計算日」といいます。）の状況は次の通りです。

「NASDAQ100インデックスマザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査意見の対象外となっております。

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（令和4年12月27日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	1,346,154
コール・ローン	3,135,991
株式	984,983,713
未収配当金	599,129
差入委託証拠金	23,437,737
流動資産合計	1,013,502,724
資産合計	1,013,502,724
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,043,829
未払利息	6
流動負債合計	1,043,835
負債合計	1,043,835
純資産の部	
元本等	
元本	1,134,094,482
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	121,635,593
元本等合計	1,012,458,889
純資産合計	1,012,458,889
負債純資産合計	1,013,502,724

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所の最終相場で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1) 株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所の発表する清算値段等又は最終相場で評価しております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 当マザーファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引に係るものであります。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 (3) 派生商品取引等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(令和4年12月27日現在)
1. 計算日における受益権の総数	1,134,094,482口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 121,635,593円
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.8927円 (8,927円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

（令和4年12月27日現在）	
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品については、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	（１）株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引の契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

区分	種類	（令和4年12月27日現在）			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	27,605,822	-	26,561,993	1,043,829
	合計	27,605,822	-	26,561,993	1,043,829

（注）1．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、金融商品取引所の発表する清算値段等又は最終相場で評価しております。

2．株価指数先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3．国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の変動

（自 令和4年 6月28日 至 令和4年12月27日）	
期首元本額	1,000,704,262円
期中追加設定元本額	209,889,735円
期中一部解約元本額	76,499,515円
計算日における元本額	1,134,094,482円
計算日における元本額の内訳 *	
PayPay投信 NASDAQ100インデックス	1,134,094,482円

（注）* は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

2023年１月末日現在の資本金の額は金500百万円です。なお、発行可能株式総数は500,000株であり、発行済株式総数は118,084株です。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であるPayPayアセットマネジメント株式会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっております。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務、第二種金融商品取引業務を行なっております。

委託会社の運用する証券投資信託は2023年１月末日現在次の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	56	221,487
単位型株式投資信託	12	23,689
追加型公社債投資信託		
単位型公社債投資信託	1	4,204
合計	69	249,381

（３）【その他】

（1）定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

出資の状況について、2022年８月１日付でアセットマネジメントOne株式会社が委託会社の議決権の数の割合の49.9%（議決権の数は38,328）を保有することとなりました。

委託会社は、定款について2022年８月１日付けで下記の通り変更を行いました。なお、委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

- ・発行可能株式総数増加のための変更（募集株式の発行等、将来の機動的な資本政策の実行に備えるため）

委託会社は、2022年７月29日開催の臨時取締役会並びに2022年８月１日開催の臨時株主総会決議に基づき、第三者割当増資を実施し、2022年８月５日に払込が完了いたしました。当該第三者割当増資の結果、資本金は500,000千円、資本準備金は648,213千円となりました。

（2）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

5【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 委託会社であるPayPayアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

(2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．監査証明について

委託会社は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度（自2021年4月1日至2022年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度（自2022年4月1日至2023年3月31日）に係る中間会計期間（自2022年4月1日至2022年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

区分	前事業年度 (2021年3月31日現在)		当事業年度 (2022年3月31日現在)	
	金 額		金 額	
	千円	千円	千円	千円
(資産の部)				
流動資産				
1 現金・預金		273,008		152,253
2 前払費用		13,388		27,834
3 未収委託者報酬		203,230		158,788
4 未収運用受託報酬		2,478		6,409
5 未収投資助言報酬		4,170		-
6 未収収益		1,475		-
7 金銭の信託		1,000		-
8 未収還付法人税		649		206
9 未収還付消費税		-		2,147
10 その他		12,650		7,408
流動資産合計		512,052		355,047
固定資産				
1 有形固定資産		76,130		65,306
(1) 建物	*1	51,845		47,953
(2) 器具備品	*1	24,284		17,352
2 無形固定資産		9,947		7,507
(1) ソフトウェア		9,947		7,507
3 投資その他の資産		84,114		81,599
(1) 投資有価証券		37,000		34,571
(2) 出資金		173		173
(3) 長期差入保証金		46,855		46,855
(4) その他		85		-
固定資産合計		170,192		154,413
資産合計		682,244		509,461
(負債の部)				
流動負債				
1 預り金		10,802		9,632
2 未払金		91,877		82,466
(1) 未払手数料		69,392		60,368
(2) その他未払金		22,484		22,097
3 関係会社未払金		7,180		450
4 関係会社短期借入金	*2	-		140,000
5 未払費用		89,023		54,842
6 未払法人税等		2,290		2,290
7 未払消費税等		5,104		-
8 賞与引当金		28,906		22,356
9 前受金		134		32,119
流動負債合計		235,318		344,157
固定負債				
1 繰延税金負債		8,723		8,462
2 資産除去債務		23,672		23,695
3 その他		2,371		1,370
固定負債合計		34,767		33,528
負債合計		270,086		377,685
(純資産の部)				
株主資本				
1 資本金		95,000		95,000
2 資本剰余金				
(1) 資本準備金		253,212		253,212
(2) その他資本剰余金		57,136		57,136
資本剰余金合計		310,348		310,348
3 利益剰余金				
(1) その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		4,528		276,385
利益剰余金合計		4,528		276,385

株 主 資 本 合 計		409,876		128,962
評価・換算差額等				
（１）その他有価証券評価差額金	2,281		2,813	
評価・換算差額等合計		2,281		2,813
純 資 産 合 計		412,157		131,775
負 債 ・ 純 資 産 合 計		682,244		509,461

（２）【損益計算書】

区分	前事業年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)		当事業年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)	
	金 額		金 額	
	千円	千円	千円	千円
営業収益				
1 委託者報酬		1,215,887		892,538
2 運用受託報酬		32,517		43,209
3 投資助言報酬		46,635		39,391
4 その他営業収益		3,342		2,005
営業収益計		1,298,384		977,144
営業費用				
1 支払手数料		304,023		244,395
2 広告宣伝費		46,998		31,311
3 調査費		436,010		306,089
(1) 調査費	45,223		46,369	
(2) 委託調査費	390,786		259,720	
4 委託計算費		90,493		91,199
5 振替投信費		4,875		4,332
6 営業雑経費		14,958		17,861
(1) 通信費	8,842		8,330	
(2) 印刷費	1,781		2,630	
(3) 諸会費	2,786		2,459	
(4) その他	1,548		4,440	
営業費用計		897,360		695,190
一般管理費				
1 給与		403,208		385,202
(1) 役員報酬	44,986		38,286	
(2) 給与・手当	313,841		303,230	
(3) 賞与引当金繰入額	28,906		22,356	
(4) 賞与	4,663		2,005	
(5) その他報酬給料	10,809		19,323	
2 事務委託費		45,672		36,753
3 交際費		311		361
4 旅費交通費		1,955		1,487
5 租税公課		2,395		2,003
6 不動産賃借料		44,355		44,550
7 退職給付費用		5,608		5,528
8 福利厚生費		54,644		47,666
9 固定資産減価償却費		19,210		16,793
10 諸経費		20,264		22,782
一般管理費計		597,627		563,128
営業損失（ ）		196,603		281,173
営業外収益				
1 受取配当金		170		118
2 投資有価証券償還益		-		725
3 投資有価証券評価益		103		103
4 為替差益		1		-
5 雑収入		818		1,706
営業外収益計		1,093		2,654
営業外費用				
1 為替差損		-		32
2 投資有価証券償還損		6,602		-
3 支払利息		-		615
4 その他		16		-
営業外費用計		6,618		647
経常損失（ ）		202,128		279,166
特別損失				
1 固定資産除却損	*1	612		-
2 移転費用		-		-

特別損失計		612		-
税引前当期純損失（ ）		202,741		279,166
法人税等				
1 法人税、住民税及び事業税	1,285		2,290	
2 法人税等調整額	3		542	
法人税等合計		1,288		1,747
当期純損失（ ）		204,029		280,914

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
					繰越利益剰 余金	
当期首残高	95,000	253,212	57,136	310,348	208,557	208,557
当期変動額						
剰余金の配当					-	-
当期純損失					204,029	204,029
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	204,029	204,029
当期末残高	95,000	253,212	57,136	310,348	4,528	4,528

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	613,906	2,500	2,500	611,405
当期変動額				
剰余金の配当	-			-
当期純損失	204,029			204,029
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		4,781	4,781	4,781
当期変動額合計	204,029	4,781	4,781	199,247
当期末残高	409,876	2,281	2,281	412,157

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
					繰越利益剰 余金	
当期首残高	95,000	253,212	57,136	310,348	4,528	4,528
当期変動額						
剰余金の配当					-	-
当期純損失					280,914	280,914
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	280,914	280,914
当期末残高	95,000	253,212	57,136	310,348	276,385	276,385

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	409,876	2,281	2,281	412,157
当期変動額				
剰余金の配当	-			-
当期純損失	280,914			280,914
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		532	532	532
当期変動額合計	280,914	532	532	280,381
当期末残高	128,962	2,813	2,813	131,775

注記事項**（重要な会計方針）**

1 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物3～15年、器具備品3～15年です。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
4 収益及び費用の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1) 投資信託委託業務 投資信託委託業務においては、投資信託契約に基づき信託財産の運用指図等を行っております。 当該契約については、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。 (2) 投資運用業務 投資運用業務においては、投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。 当該契約については、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。 (3) 投資助言業務 投資助言業務においては、投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。 当該契約については、助言期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。

（重要な会計上の見積り）**固定資産に係る評価****(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額**

建物	47,953千円
器具備品	17,352千円
ソフトウェア	7,507千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、アセット・マネジメント事業の単一事業を営んでおり、当社の取締役会で承認した事業計画に基づき固定資産の減損の兆候の有無を判断した結果、当事業年度において減損の兆候が認められておりますが、事業計画に基づき見積られた割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を上回っていることから、減損損失は計上しておりません。事業計画は、今後の当社の事業構想をベースとする将来の運用資産の伸びに対し、一定の仮定を置いて策定しております。事業計画に含まれる仮定には一定の不確実性が残るため、計画進捗において大幅な遅れが発生する等、資産グループの収益性の低下が確認された場合には、翌事業年度において、減損損失を認識する可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、キャッシュ・バック等の顧客に支払われる対価について、従来は営業費用として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表への影響はありません。当事業年度の損益計算書は、営業収益は1,601千円減少し、営業費用は1,601千円減少しておりますが、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失への影響はありません。当事業年度の株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の当期首残高への影響はありません。また、1株当たり情報に与える影響はありません。なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。また、（金融商品関係）注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）

概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2021年3月31日現在)	当事業年度 (2022年3月31日現在)
*1 有形固定資産の減価償却累計額は、31,705千円であります。	*1 有形固定資産の減価償却累計額は、44,559千円であります。 *2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、親会社であるZホールディングス株式会社及びその他の関係会社であるアストマックス株式会社と極度貸付契約を締結しております。この契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。 極度額 400,000千円 借入実行残高 140,000千円 差引額 260,000千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
*1固定資産除却損の内訳 ソフトウェア 612千円	-

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	71,129	-	-	71,129
合計	71,129	-	-	71,129

2．配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	71,129	-	-	71,129
合計	71,129	-	-	71,129

2．配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、短期的な運転資金確保の観点から、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、当社は親会社等からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、投資運用業及び投資助言業等からの債権であり、信用リスクに晒されておりますが、会社で定められた手続に従い管理しておりますので投資運用業者等の性格上そのリスクは軽微であると考えております。

営業債務である未払金、未払手数料、未払費用は、投資運用業及び投資助言業等の債務であり、会社で定められた手続に従い管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2021年3月31日現在）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの（注）は、次表には含めておりません。また、短期間で決済されるため時価が簿価に近似する金融商品は、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 投資有価証券	36,964	36,964	-
(2) 長期差入保証金	46,855	45,324	1,530

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券（匿名組合出資金）	35
出資金	173

当事業年度（2022年3月31日現在）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（注）は、次表には含めておりません。また、短期間で決済されるため時価が簿価に近似する金融商品は、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 投資有価証券	34,538	34,538	-
(2) 長期差入保証金	46,855	44,917	1,937

（注）市場価格のない株式等は次のとおりであり、上表には含めておりません。

区分	貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券（匿名組合出資金）	33
出資金	173

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）

第26項に定める経過措置を適用した貸借対照表における投資信託等の金額は、34,538千円であります。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2022年3月31日現在）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	44,917	-	44,917
資産計	-	44,917	-	44,917

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

長期差入保証金

返還時期を見積ったうえ、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算出した価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

4. 金銭債権の償還予定額、有利子負債の返済予定額

(1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2021年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年内	5年超
現金・預金	273,008	-	-
未収委託者報酬	203,230	-	-
未収運用受託報酬	2,478	-	-
未収投資助言報酬	4,170	-	-
長期差入保証金	-	-	46,855

当事業年度（2022年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年内	5年超
現金・預金	152,253	-	-
未収委託者報酬	158,788	-	-
未収運用受託報酬	6,409	-	-
長期差入保証金	-	-	46,855

(2) 有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

当事業年度（2022年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年内	5年超
関係会社短期借入金	140,000	-	-

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（2021年３月31日現在）

（単位：千円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	29,335	25,500	3,835
小計	29,335	25,500	3,835
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	7,629	7,977	347
小計	7,629	7,977	347
合計	36,964	33,477	3,487

（注）１．取得原価の内訳
投資信託受益証券

33,477千円

当事業年度（2022年３月31日現在）

（単位：千円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	29,901	25,500	4,401
小計	29,901	25,500	4,401
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	4,636	4,737	100
小計	4,636	4,737	100
合計	34,538	30,237	4,300

（注）１．取得原価の内訳
投資信託受益証券

30,237千円

２．償還したその他有価証券

前事業年度（自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）

（単位：千円）

種類	償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
投資信託受益証券	104,897	2,997	9,599
合計	104,897	2,997	9,599

当事業年度（自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）

（単位：千円）

種類	償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
投資信託受益証券	9,965	878	153
合計	9,965	878	153

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社では、確定拠出年金制度を採用しております。

２．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）5,608千円、当事業年度（自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）5,528千円であります。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	9,998	7,733
未払法定福利費	1,418	1,089
未払退職金	820	474
投資有価証券評価損	353	263
繰越欠損金	75,570	174,828
資産除去債務	8,188	8,196
繰延資産償却費	899	660
その他	90	114
繰延税金資産小計	97,339	193,361
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	75,570	174,828
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	21,768	18,532
評価性引当額 小計（注1）	97,339	193,361
繰延税金資産合計	-	-
(繰延税金負債)		
資産除去債務に対応する除去費用	7,496	6,951
その他有価証券評価差額金	1,206	1,487
その他	20	23
繰延税金負債合計	8,723	8,462
繰延税金資産（負債）の純額	8,723	8,462

（注1）評価性引当額が96,022千円増加しております。この増加の主な要因は、繰越欠損金に係る将来減算一時差異の増加99,258千円であります。

（注2）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（注1）	-	-	-	-	-	75,570	75,570
評価性引当額	-	-	-	-	-	75,570	75,570
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（注1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（注1）	-	-	-	-	-	174,828	174,828
評価性引当額	-	-	-	-	-	174,828	174,828
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（注1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	34.59 %	34.59 %
(調整)		
住民税均等割額	0.63 %	0.82 %
評価性引当額の増減額	34.59 %	34.40 %
その他	0.00 %	0.00 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.64 %	0.63 %

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

不動産賃借契約に基づく本社オフィスの退去時における原状回復費

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主として取得から15年と見積り、使用見込期間に対応した割引率として国債の利回りを使用して資産除去債務金額を計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (2021年3月31日現在)	当事業年度 (2022年3月31日現在)
期首残高	23,648千円	23,672千円
時の経過による調整額	23千円	23千円
期末残高	23,672千円	23,695千円

(収益認識関係)

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
投資信託委託業務	892,538千円
投資運用業務	43,209千円
投資助言業務	39,391千円
その他	2,005千円
顧客との契約から生じる収益	977,144千円

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の「４ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

契約負債の内訳は以下のとおりであります。

	当事業年度 (2022年3月31日現在)
前受金(期首残高)	134千円
前受金(期末残高)	32,119千円

契約負債は、主に、投資顧問契約及び私募の取扱契約における顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首の契約負債残高に含まれていた額は、134千円であります。また、当事業年度において、契約負債が31,984千円増加した主な理由は、顧客から対価を受け取った時点が当事業年度になったためであります。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

当社は、アセット・マネジメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン諸島	その他	合計
1,271,460	9,954	16,969	1,298,384

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

（2）有形固定資産

当社は、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、一部営業収益の10%以上を占める投資信託があるものの、公募投資信託であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数のため、記載を省略しております。

運用受託報酬・投資助言報酬・その他営業収益については、営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン諸島	その他	合計
968,601	3,209	5,334	977,144

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

（2）有形固定資産

当社は、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、一部営業収益の10%以上を占める投資信託があるものの、委託者報酬を最終的に負担する受益者は制度上把握していないため、記載を省略しております。

運用受託報酬・投資助言報酬・その他営業収益については、営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	アストマックス株式会社	東京都品川区	2,013	持株会社	(被所有) 直接 49.9	役員の兼務、 業務委託	業務委託料 (注1)	13,000	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 業務委託料については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Zホールディングス株式会社	東京都千代田区	237,980	情報提供 サービス 業等	(被所有) 直接 50.1	極度貸付契約 の締結	資金の借入 資金の返済 支払利息(注2)	80,000 10,000 307	関係会社短期借入金 未払利息	70,000 -
その他の関係会社	アストマックス株式会社	東京都品川区	2,013	持株会社	(被所有) 直接 49.9	役員の兼務、 業務委託 極度貸付契約 の締結	業務委託料 (注1) 資金の借入 資金の返済 支払利息(注2)	4,110 80,000 10,000 307	- 関係会社短期借入金 未払利息	- 70,000 -

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 業務委託料については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

(注2) 借入金の金利は、市場金利を勘案して決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
財務諸表作成会社と同一の親会社をもつ会社	株式会社 Magne-Max Capital Management	大阪府 大阪市	95	投資助言業	-	役員の兼務、 投資顧問契約 の締結	投資顧問料 (注1)	79,411	未払費用	33,993

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資顧問料については、投資顧問契約の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
財務諸表作成会社と同一の親会社をもつ会社	株式会社 Magne-Max Capital Management	大阪府 大阪市	95	投資助言業	-	役員の兼務、 投資顧問契約の 締結	投資顧問料 (注1)	56,678	未払費用	18,308
その他の関係会社の子会社	アストマックス・ファン ド・マネジメン ト株式会社	東京都品 川区	0.2	アセットマ ネジメント 事業	-	投資顧問契約、 私募の取扱契約 の締結	投資顧問料 私募取扱手 数料 (注2)	34,057 2,005	前受金	32,119

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資顧問料については、投資顧問契約の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

（注2）投資顧問料及び私募取扱手数料については、投資顧問契約及び私募の取扱契約の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ソフトバンクグループ株式会社（東京証券取引所に上場）

ソフトバンクグループジャパン株式会社（非上場）

ソフトバンク株式会社(東京証券取引所に上場)

Aホールディングス株式会社(非上場)

Zホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

Zフィナンシャル株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	5,794円51銭	1,852円63銭
1株当たり当期純損失金額()	2,868円44銭	3,949円36銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-	-
	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注1) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日現在)	当事業年度 (2022年3月31日現在)
純資産の部の合計額	412,157千円	131,775千円
普通株式に係る期末の純資産額	412,157千円	131,775千円
普通株式の発行済株式数	71,129株	71,129株
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	71,129株	71,129株

(注2) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)	当事業年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)
当期純損失金額 ()	204,029千円	280,914千円
普通株式に係る当期純損失金額 ()	204,029千円	280,914千円
普通株式の期中平均株式数	71,129株	71,129株

(重要な後発事象)

(重要な新株の発行)

1. 当社は、2022年 5 月18日開催の取締役会及び2022年 5 月25日開催の臨時株主総会において、既存株主を割当先とする新株式の発行を行うことについて決議し、2022年 5 月30日付で払込を完了いたしました。

2. 増資の概要

(1) 払込期日	2022年 5 月30日
(2) 発行新株式数	普通株式5,679株
(3) 発行価額	1株につき17,609円
(4) 資本組入額	1株につき 8,805円
(5) 発行価額の総額	100,001千円
(6) 割当先	Zフィナンシャル株式会社 (2,845株) アストマックス株式会社 (2,834株)
(7) 資金使途	財務体質の強化

中間財務諸表

（中間貸借対照表）

		第21期中間会計期間末 (2022年9月30日現在)	
科目		金 額	
(資産の部)		千円	千円
流 動 資 産			
1 現金・預金			756,933
2 前払費用			21,544
3 未収委託者報酬			170,318
4 未収運用受託報酬			5,656
5 その他			7,619
流 動 資 産 合 計			962,071
固 定 資 産			
1 有形固定資産			61,922
(1) 建物	*1	46,007	
(2) 器具備品	*1	15,915	
2 無形固定資産			5,636
(1) ソフトウェア		5,636	
3 投資その他の資産			79,372
(1) 投資有価証券		31,870	
(2) 出資金		173	
(3) 長期差入保証金		46,855	
(4) その他		473	
固 定 資 産 合 計			146,931
資 産 合 計			1,109,003
(負債の部)			
流 動 負 債			
1 預り金			10,055
2 未払金			88,606
(1) 未払手数料		64,235	
(2) その他未払金		24,370	
3 関係会社未払金			2,876
4 関係会社短期借入金			170,000
5 未払費用			52,363
6 未払法人税等			1,145
7 賞与引当金			16,576
8 前受金			10,745
流 動 負 債 合 計			352,367
固 定 負 債			
1 資産除去債務			23,707
2 繰延税金負債			7,599
3 その他			357
固 定 負 債 合 計			31,665
負 債 合 計			384,032
(純資産の部)			
株 主 資 本			
1 資本金			500,000
2 資本剰余金			
(1) 資本準備金		648,213	
(2) その他資本剰余金		57,136	
資 本 剰 余 金 合 計			705,349
3 利益剰余金			
(1) その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		482,081	
利益剰余金合計			482,081
株 主 資 本 合 計			723,268
評価・換算差額等			
1 その他有価証券評価差額金			1,702
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計			1,702
純 資 産 合 計			724,971
負 債 ・ 純 資 産 合 計			1,109,003

（中間損益計算書）

		第21期中間会計期間 (自2022年4月1日 至2022年9月30日)	
科目		金 額	
	千円		千円
営業収益			
1 委託者報酬			397,208
2 運用受託報酬			17,127
3 投資助言報酬			18,425
4 その他営業収益			1,005
営業収益計			433,766
営業費用			
1 支払手数料			119,486
2 広告宣伝費			13,334
3 調査費			124,952
(1) 調査費	25,471		
(2) 委託調査費	99,480		
4 委託計算費			44,339
5 振替投信費			1,962
6 営業雑経費			8,798
(1) 通信費	4,107		
(2) 印刷費	1,563		
(3) 諸会費	1,770		
(4) その他	1,357		
営業費用計			312,873
一般管理費			
1 給料			205,492
(1) 役員報酬	18,340		
(2) 給料・手当	149,407		
(3) 賞与引当金繰入額	16,649		
(4) その他報酬給料	21,094		
2 事務委託費			40,360
3 交際費			172
4 旅費交通費			1,190
5 租税公課			4,216
6 不動産賃借料			22,411
7 退職給付費用			2,749
8 福利厚生費			30,494
9 固定資産減価償却費	*1		6,921
10 諸経費			11,585
一般管理費計			325,593
営業損失			204,700
営業外収益			
1 受取配当金			36
2 投資有価証券償還益			964
3 投資有価証券評価益			96
4 その他			66
営業外収益計			1,164
営業外費用			
1 為替差損			36
2 支払利息			1,252
営業外費用計			1,288
経常損失			204,825
税引前中間純損失			204,825
法人税、住民税及び事業税			1,145
法人税等調整額			274
中間純損失			205,695

（中間株主資本等変動計算書）

第21期中間会計期間（自2022年4月1日 至2022年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
					繰越利益剰余金	
当期首残高	95,000	253,212	57,136	310,348	276,385	276,385
当中間期変動額						
新株の発行	405,000	395,001		395,001		
中間純損失（ ）					205,695	205,695
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計	405,000	395,001	-	395,001	205,695	205,695
当中間期末残高	500,000	648,213	57,136	705,349	482,081	482,081

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	128,962	2,813	2,813	131,775
当中間期変動額				
新株の発行	800,001			800,001
中間純損失（ ）	205,695			205,695
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)		1,110	1,110	1,110
当中間期変動額合計	594,305	1,110	1,110	593,195
当中間期末残高	723,268	1,702	1,702	724,971

注記事項

（重要な会計方針）

1 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物3～15年、器具備品3～15年です。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。
4 収益及び費用の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1) 投資信託委託業務 投資信託委託業務においては、投資信託契約に基づき信託財産の運用指図等を行っております。 当該契約については、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。 (2) 投資運用業務 投資運用業務においては、投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。 当該契約については、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しています。 (3) 投資助言業務 投資助言業務においては、投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。 当該契約については、助言期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しています。

（会計方針の変更）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計基準を将来にわたって適用することとしております。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

（中間貸借対照表関係）

第21期中間会計期間末 (2022年9月30日現在)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額は、49,609千円であります。	
2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、親会社であるZホールディングス株式会社と極度貸付契約を締結しております。この契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。	
極度額	300,000千円
借入実行残高	170,000千円
差引額	130,000千円

（中間損益計算書関係）

第21期中間会計期間 (自2022年4月1日 至2022年9月30日)	
*1 減価償却実施額	
有形固定資産	5,050千円
無形固定資産	1,871千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第21期中間会計期間（自2022年4月1日 至2022年9月30日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	71,129	46,955	-	118,084

2．配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第21期中間会計期間末（2022年9月30日現在）

1．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（注）は、次表に含めておりません。また、短期間で決済されるため時価が簿価に近似する金融商品は、記載を省略しております。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	31,840	31,840	-
(2) 長期差入保証金	46,855	44,806	2,048

（注）市場価格のない株式等は次のとおりであり、上表には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券（匿名組合出資金）	30
出資金	173

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

第21期中間会計期間末（2022年9月30日現在）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	31,840	-	31,840
資産計	-	31,840	-	31,840

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

第21期中間会計期間末（2022年9月30日現在）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	44,806	-	44,806
資産計	-	44,806	-	44,806

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

長期差入保証金

返還時期を見積ったうえ、将来キャッシュフローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算出した価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第21期中間会計期間末（2022年9月30日現在）

1. その他有価証券

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(注)	20,333	17,237	3,096
小計	20,333	17,237	3,096
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(注)	11,506	12,000	493
小計	11,506	12,000	493
合計	31,840	29,237	2,603

（注）1. 投資信託受益証券であります。

2. 市場価格のない株式等（匿名組合出資金（中間貸借対照表計上額30千円）及び出資金（中間貸借対照表計上額173千円））は、上表には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

第21期中間会計期間（自2022年4月1日 至2022年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

不動産賃借契約に基づく本社オフィスの退去時における原状回復費

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主として取得から15年と見積り、使用見込期間に対応した割引率として国債の利回りを使用して資産除去債務金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第21期中間会計期間 （自2022年4月1日 至2022年9月30日）
期首残高	23,695千円
時の経過による調整額	11千円
中間期末残高	23,707千円

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

第21期中間会計期間（自2022年４月１日 至2022年９月30日）

	第21期中間会計期間 （自2022年４月１日 至2022年９月30日）
投資信託委託業務	397,208千円
投資運用業務	17,127千円
投資助言業務	18,425千円
その他	1,005千円
顧客との契約から生じる営業収益	433,766千円

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第21期中間会計期間（自2022年４月１日 至2022年９月30日）

当社は、アセット・マネジメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

第21期中間会計期間（自2022年４月１日 至2022年９月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、一部営業収益の10%以上を占める投資信託があるものの、報酬を最終的に負担する受益者は制度上把握していないため、記載を省略しております。

運用受託報酬・投資助言報酬・その他営業収益については、営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

	第21期中間会計期間 （自2022年4月1日 至2022年9月30日）
1株当たり純資産額	6,139円45銭
1株当たり中間純損失金額（ ）	2,341円88銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	-
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式は存在しないため記載しておりません。	

（注1）1株当たり純資産の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第21期中間会計期間末 （2022年9月30日現在）
純資産の部の合計額	724,971千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額	724,971千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数	118,084株

（注2）1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第21期中間会計期間 （自2022年4月1日 至2022年9月30日）
中間純損失金額（ ）	205,695千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失金額（ ）	205,695千円
普通株式の期中平均株式数	87,834株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月23日

PayPayアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

山田 信之

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているPayPayアセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PayPayアセットマネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年12月21日

PayPayアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

百

瀬

和

政

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているPayPayアセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第21期事業年度の中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、PayPayアセットマネジメント株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

令和5年3月2日

PayPayアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 百瀬 和政
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPayPay投信 NASDAQ100インデックスの令和4年6月28日から令和4年12月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、PayPay投信 NASDAQ100インデックスの令和4年12月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和4年6月28日から令和4年12月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、PayPayアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

PayPayアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。